龍ケ崎地方衛生組合告示第５号

龍ケ崎地方衛生組合予定価格の事前公表実施要領を次のように定める。

令和６年３月６日

龍ケ崎地方衛生組合

管理者　筧　　信太郎

龍ケ崎地方衛生組合予定価格の事前公表実施要領

（目的）

第１条　この要領は、龍ケ崎地方衛生組合が執行する入札に係る予定価格を事前公表することに関し必要な事項を定めることにより、入札及び契約の透明性を図り、もって公正かつ適正な入札及び契約の確保に資することを目的とする。

（事前公表の対象）

第２条　事前公表の対象とする入札は、一般競争入札及び指名競争入札（工事希望型指名競争入札を含む。）に付するもので、予定価格が１３０万円を超える建設工事（修繕を除く。）並びに予定価格が５０万円を超える測量、建設コンサルタント業務及び草刈り業務等（いずれも積算根拠が示されているものに限る。）とする。

（公表の方法）

第３条　原則として一般競争入札については公告文に、指名競争入札については指名通知書（龍ケ崎地方衛生組合契約規則（平成８年龍ケ崎地方衛生組合規則第１号）第３条において準用する龍ケ崎市契約規則（平成４年龍ケ崎市規則第６号）第１６条第２項に規定する指名通知書をいう。）及び入札書取書（同規則第８条第４項に規定する入札書取書をいう。）に予定価格を記載することにより公表するものとする。

２　口頭による公表は、前項の手続完了後、求めに応じて随時行うものとする。

（入札の回数等）

第４条　入札回数は、１回とする。

２　予定価格を超える金額で入札した場合は、無効とする。

付　則

（施行期日）

１　この要領は、令和６年４月１日から施行する。

（予定価格の事前公表実施要領の廃止）

２　予定価格の事前公表実施要領（平成１８年１０月３０日施行）は、廃止する。